

復興整備計画の変更について

1. これまでの経緯

- ・東部地域の防災集団移転促進事業における移転先の農地転用許可に関する特例を受けるため、県と共同で復興整備計画を作成し、平成24年7月3日に開催した復興整備協議会で同意を得た。
- ・その後、移転戸数や移転先の計画等の変更や、開発行為のみなし許可に関する事項の追記に伴い、その変更等の内容に合わせて復興整備計画の変更を随時行っている。

2. 主な復興整備計画の変更内容

- 1) 土地利用方針 : 復興整備事業土地利用構想図参照
- 2) 計画区域 : 復興整備事業総括図参照
- 3) 今回追加する復興整備事業

① (仮称) 津波被災地域コミュニティ移転再建事業 : 事業概要1参照

災害危険区域外の津波浸水区域から、集団で移転する事業(事業者は民間企業)における移転先の農地転用許可に関する特例

② (仮称) 荒浜一本杉南メガソーラー事業 : 事業概要2参照

かさ上げする県道塩釜亘理線と海岸公園の間に位置し、国直轄のほ場整備事業の対象外となっている区域での、太陽光発電事業(事業者は民間企業)における農地転用許可に関する特例

※県内で防集事業以外での集団での移転事業を、復興整備計画に位置付けるのは初めてであり、メガソーラー事業は、石巻市、岩沼市に次ぐ3例目となる。

3. 関係機関との協議状況

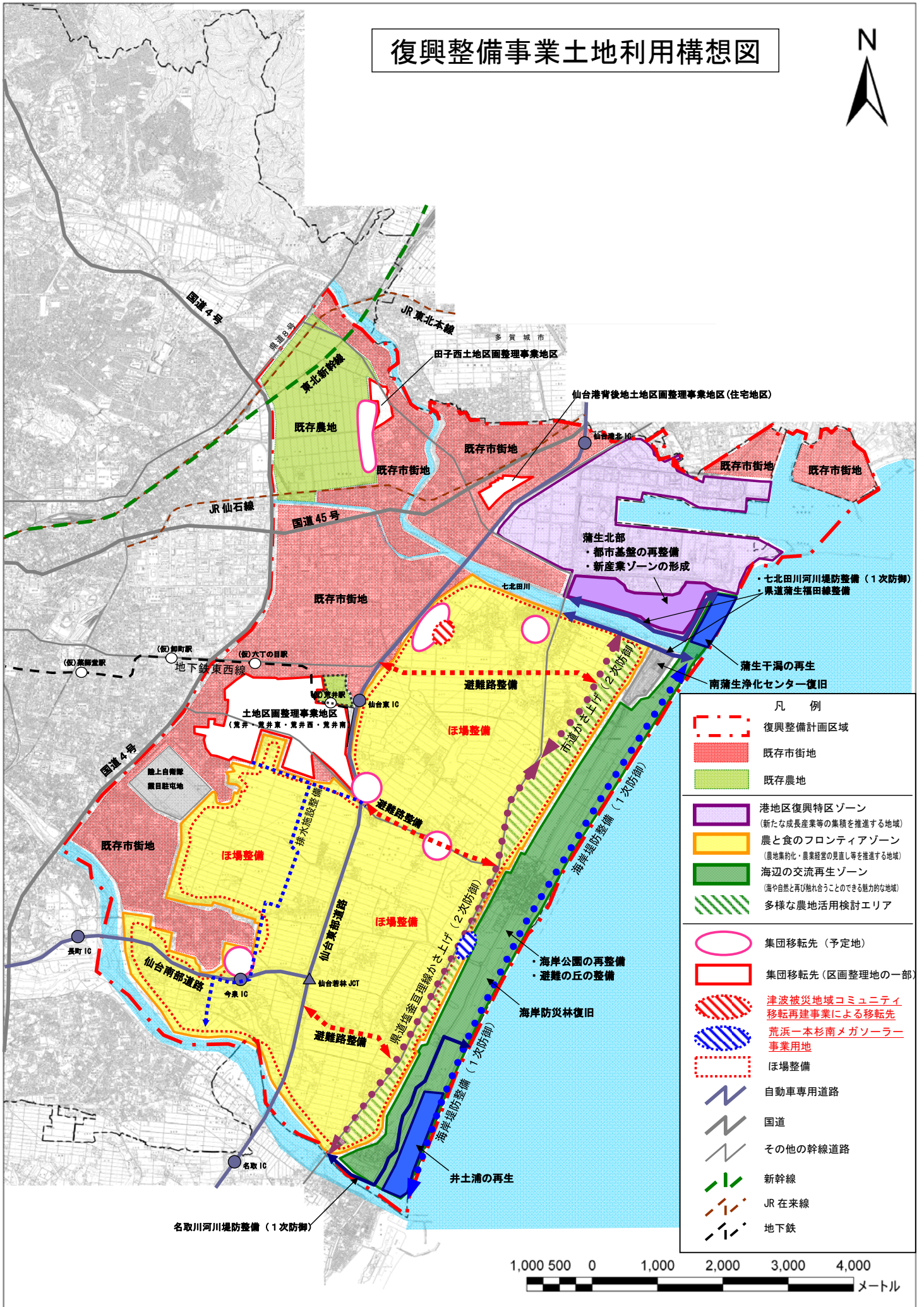
現在、復興整備計画の変更案について農林水産省等と事前協議中であり、協議が整い次第、復興整備協議会に「協議申出書」を提出し、7月4日の協議会に諮る予定。なお、7月の協議会までに協議が整わない場合には、その後の直近の協議会に諮ることとする。

4. スケジュール

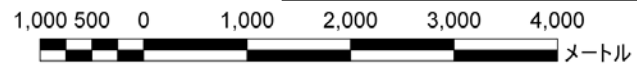
- ・6月25日 復興推進本部会議
- ・7月4日 第3回復興整備協議会の開催(公開)
- ・7月11日頃 復興整備計画の公表(市・宮城県・復興庁のホームページに掲載)

※協議会の直前に、県が代表して復興整備協議会の開催について、記者クラブ投げ込みを行う。
(詳細については、公開の場となる復興整備協議会で情報提供を行う。)

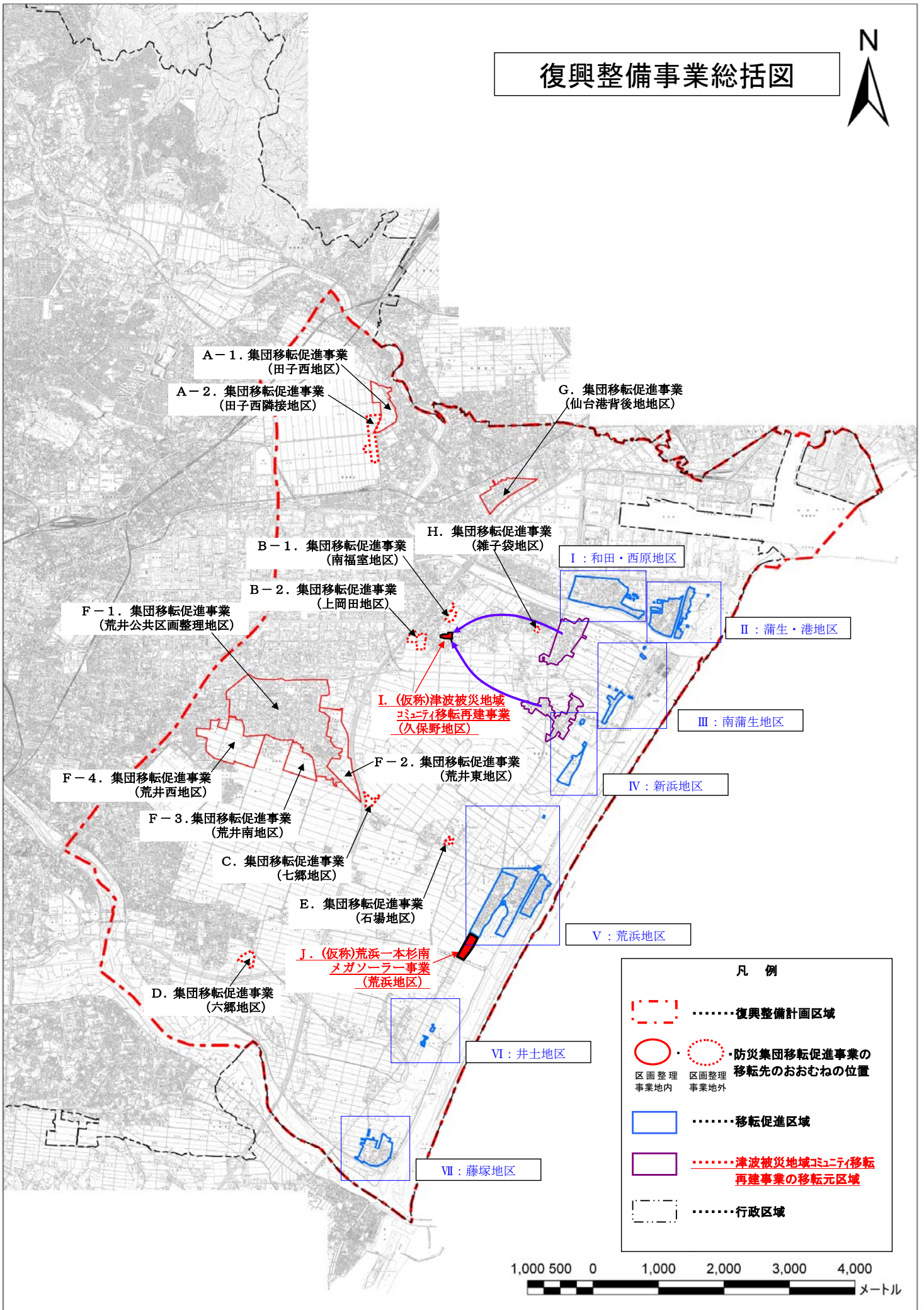
復興整備事業土地利用構想図



- 凡例
- 復興整備計画区域
 - 既存市街地
 - 既存農地
 - 港区復興特区ゾーン
(新たな成長産業等の集積を推進する地域)
 - 農と食のフロンティアゾーン
(農地集約化・農業経営の見直し等を推進する地域)
 - 海辺の交流再生ゾーン
(海や自然と再び触れ合うことのできる魅力的な地域)
 - 多様な農地活用検討エリア
 - 集団移転先(予定地)
 - 集団移転先(区画整理地の一部)
 - 津波被災地域コミュニティ移転再建事業による移転先
 - 荒浜一本杉南メガソーラー事業用地
 - ほ場整備
 - 自動車専用道路
 - 国道
 - その他の幹線道路
 - 新幹線
 - JR在来線
 - 地下鉄



復興整備事業総括図



(仮称) 津波被災地域コミュニティ移転再建事業の概要

1. 事業の目的

平成 23 年 12 月に指定した災害危険区域の区域外となっている宮城野区新浜地区や同区南蒲生地区の被災住民が進めている、地域のコミュニティを維持した自主的な集団移転を支援するため、民間事業者による移転先整備を実施する。

2. 市の役割

- ・復興まちづくり基本計画の策定を目的に、平成 24 年度より、被災住民に対して、まちづくりコンサルタントの派遣を実施
- ・移転先の農地を事業者が取得する際の農地転用許可の特例手続きなどの実施（復興特別区域法に基づく復興整備計画の活用）
- ・(仮称) 東部地域生活基盤整備事業（道路や上下水道等の必要となる公共施設整備）の実施
- ・仙台市津波被災地移転住宅再建に関する補助金交付事業（住宅再建資金を借り入れる際の利子相当額等の補助）の実施

3. 計画の概要

- (1) 事業者 : 株式会社 オオバ（東京都目黒区青葉台四丁目 4 番 1 2 - 1 0 1）
- (2) 移転する被災世帯数 : 19 世帯（新浜地区 : 16 世帯、南蒲生地区 : 3 世帯）
- (3) 事業地区 : 宮城野区福室 久保野地区（別添の「事業区域図」のとおり）
 - ・地権者数 : 9 名（31 筆）
 - ・土地利用の状況 : 市街化調整区域内の農地（農振白地）
- (4) 開発面積 : 約 0.9 ha
- (5) 事業期間 : 平成 25 年度から平成 27 年度まで（住宅建設期間含む）
- (6) 総事業費 : 約 252,000 千円

4. 事業スケジュール

年 度	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
移転先用地取得		→		
移転先 測量・設計 造成・工事	→	→	→	
住宅再建 (利子相当額補助等)			---	---▶

5. 現在の進捗状況

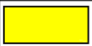



- ・移転先については、地権者と用地交渉済み。（移転者及び地権者と基本協定締結済み）
- ・現在、移転先の実施設計を実施中であり、並行して公共施設管理者等との開発行為に関する事前協議を実施中。

久保野地区土地利用計画図

S = 1:1250



土地利用面積表

色別	土地利用区分	面積 (㎡)	割合 (%)	備考
	戸建住宅用地	7050	75.0	合計19戸 平均宅地面積 A=370㎡
	公園用地	300	3.0	
	道路用地	2000	21.5	
	その他用地	50	0.5	ゴミ集積場・残地
	計画区域界	9400	100	

(仮称) 荒浜一本杉南メガソーラー事業の概要

1. 事業の目的

かさ上げする県道塩釜亘理線と海岸公園の間に位置し、ほ場整備事業の対象外となっている被災農地を活用しながら、民間事業者により、東部地域の復興に貢献する太陽光発電事業を実施する。

『当該事業による復興への貢献策について』

地域貢献策としては、下記の内容を予定しており、その実施に際しては、本市と事業者との間で協定書を取り交わし、その実施状況等の確認を行うこととしている。

- (1) 災害発生時には、発電される電力により、電気自動車への給電の実施や、今後整備される避難施設等への電力供給を行うことにより、災害時の海岸部における安全確保に貢献する。
- (2) 売電によって得られた収益の一部を基金化し、地域の農業法人等への出資を行うことにより、「農と食のフロンティアゾーン」に位置付けられる東部地域の農業生産者が持続的かつ発展的な農業経営を行える体制づくりに貢献する。

2. 市の役割

事業予定農地を事業者が借地する際の農地転用許可の特例手続きの実施により、より迅速な事業実施を支援する。(復興特別区域法に基づく復興整備計画の活用)

3. 計画の概要

- (1) 事業者 : 株式会社 齋喜ビル (仙台市若林区六丁の目中町13-35)
- (2) 発電規模 : 1,980Kwh
- (3) 事業地区 : 若林区荒浜字一本杉南21-1外 (別添の「事業区域図」のとおり)
 - ・地権者数: 約30名 (約90筆) ※借地権設定
 - ・土地利用の状況 市街化調整区域内の農地 (農振白地)
- (4) 事業区域面積: 約4.4ha (農地転用面積)
- (5) 事業期間 : 20年間 (発電事業期間)
- (6) 事業費 : 約460,000千円 (発電施設整備費)

4. 事業スケジュール

年度	H25	H26	H27	H28
電力協議	→			
実施設計	→			
用地確保(借地)	→			
施設整備工事	→			
発電事業		— — — —	— — — —	— — — — →

5. 現在の進捗状況

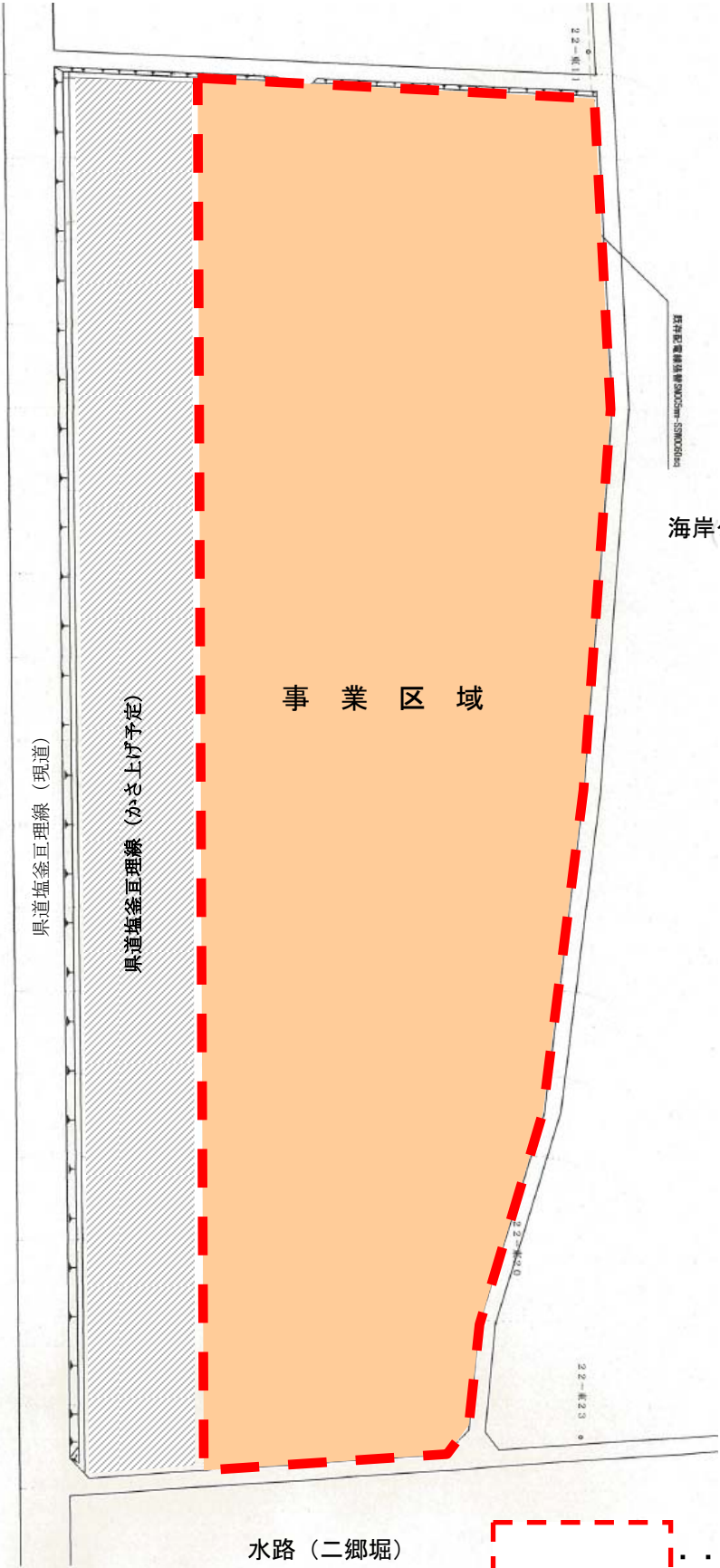
- ・事業予定地については、地権者と用地交渉済みである。
- ・東北電力と、太陽光発電設備の接続に関する協議を行っており、基本的な部分については概ね了解を得ている。

防災集団移転促進事業の
移転促進区域（荒浜地区）



ほ場整備区域

海岸公園区域



水路（二郷堀）

..... 事業区域